

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
1	札幌市病院局職員健康診断業務(単価契約)	令和5年3月31日	札幌市職員共済組合 理事長 町田隆敏	12,519,654	本市では、すべての任命権者が統一して「札幌市職員共済組合」に長期的な健康管理対策を行わせており、札幌市職員共済組合健康管理センターが業務を実施することにより、健康診断から保健指導まで一貫した健診体制の確立が実現し、将来にわたり長期的かつ適切な健康管理が可能となるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	総務課 職員係	R5.4.1~R6.3.31
2	市立札幌病院受変電設備保守業務	令和5年2月16日	北海電気工事株式会社	11,110,000	本院の電源を統括する「受変電設備」保守であり、安全かつ無停電、無事故で電気供給をするために保守し、法律で定められた点検を行うものである。保守・点検に当っては病院運営に支障を生じないように、医療機器の停電時間を最短にするため、仮設対応などの代替案を立案しなければならない。また点検作業中の救急患者対応について、臨機応変な対応と信頼性が要求される。このため本院受変電設備の施工業者であるとともに、開院以来この業務を請け負っており、当該業務の細部にわたり精通し、本院独自の仮設対応方法等を熟知している該業者以外では、適切な業務遂行が困難である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	R5.4.1~R6.3.31
3	市立札幌病院中央監視(電気)設備保守業務	令和5年2月17日	パナソニックコネク (株)現場ソリューション カンパニー東日本社	8,778,000	本業者は、当該設備の製造メーカーであるパナソニック株式会社の特定の保守業者であり、当該システムを熟知している上、特定保守業者として高度な技術力を有している。構成機器の仕様がメーカー独自の制御プロトコル等を使用しており、当該業者以外では適切な業務遂行が困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	R5.4.1~R6.3.31

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
4	市立札幌病院防災監視設備保守業務	令和5年2月17日	ニッタン株式会社 北海道支社	1,738,000	本業者は、本院建設時施工業者であり、当該システムを熟知している上、製造メーカーであり高度な技術力を有している。 本院に設置されている当該業者の防災監視設備は、大規模病院での人命と安全性優先したメーカー独自の仕様で構成されており、他の業者では防災監視機器保守点検、緊急時の対応が困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	R5.4.1～R6.3.31
5	市立札幌病院無停電設備保守業務	令和5年2月20日	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス	40,634,000	本業者は、当該設備メーカー「(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション」の道内における唯一の特定保守業者である。当該保守業務の対象である交流無停電装置(医療部門)は、当該製造メーカーの特許製品であり、かつ患者さん方の生命維持装置のバックアップ電源部分であり、細心かつ慎重な点検及び維持管理が行えるのは、当該設備の維持管理に十分な経験・実績及び技術力を有する上記一社のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	R5.4.1～R6.3.31
6	市立札幌病院発電設備保守業務	令和5年3月10日	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東日本本部 北海道支社	5,280,000	非常用発電機設備は、本院の電源の最終バックアップ設備であり、万が一の故障を許されない機器である。そのため、該当設備の製造メーカーである三菱電機(株)の特定保守業者であり非常用発電機設備の保守業務を総合的に安全に行える業者は上記一社のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	R5.4.1～R6.3.31

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
7	市立札幌病院特高受変電設備保守業務	令和5年3月10日	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東日本本部 北海道支社	7,700,000	本業者は、特別高圧受電設備のメーカー「三菱電機株式会社」の道内における唯一の特定保守業者である。当該保守業務の対象である特別高圧受電設備は、院内に電力を送る重要な基幹設備であり、患者等の生命維持のため万一の停止も許されない設備であるため、細心かつ慎重な点検及び維持管理を行えるのは、当該設備に熟知し、維持管理に十分な経験・実績及び技術力を有する上記一社のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	R5.4.1～R6.3.31
8	市立札幌病院医事会計システム返戻再請求オンライン化対応業務	令和5年2月17日	富士通Japan株式会社 北海道支社	2,024,000	本業務は、現在稼働しているシステムの保守業務であり、対応が可能な者は当該システム構築時にソフトウェア開発及びシステム詳細設定等を行った上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定事業者以外では対応できないことから、特定随意契約としたい。 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	施設管理担当課 情報システム担当係	R5.2.17～R5.3.31
9	市立札幌病院総合医療情報システム更新業務(構築追加対応その2)	令和5年2月21日	日本電気株式会社 北海道支社	3,553,000	本業務は「市立札幌病院総合医療情報システム更新業務(構築)」によって進めているシステム構築業務に追加する形で実施するものであり、当該業務を受注した上記の者以外には対応できないことから、特定随意契約としたい。 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	施設管理担当課 情報システム担当係	R5.2.21～R5.5.31

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
10	市立札幌病院生理検査・病棟生体モニタ連携システム追加改修業務	令和5年3月16日	日本光電工業株式会社	1,787,500	本業務は、令和5年5月から稼働予定のシステムの改修業務であり、対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要なため、著作権等を有している上記選定事業者以外では対応できないことから、特定随意契約としたい。 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	施設管理担当課 情報システム担当係	R5.3.16～R5.5.31
11	市立札幌病院 電子カルテ・医事会計・債権管理システム制度改定対応業務	令和5年3月28日	富士通Japan株式会社北海道支社	2,915,000	本業務は現在稼働中の電子カルテ及び医事会計、債権管理の各システムへの機能追加(ソフトウェア改修)業務であり、当該システム構築時にソフトウェア開発及びシステム詳細設定等を行った上記の者に限られる。また、ソフトウェアの改修については、著作権を有している上記選定業者以外では対応できないことから、特定随意契約としたい。 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	施設管理担当課 情報システム担当係	R5.3.28～R5.3.31
12	市立札幌病院 医用画像管理システム保守業務	令和5年3月31日	富士フイルムメディカル株式会社北海道支社	24,933,425	本業務は現在稼働中の電子カルテ及び医事会計、債権管理の各システムへの機能追加(ソフトウェア改修)業務であり、当該システム構築時にソフトウェア開発及びシステム詳細設定等を行った上記の者に限られる。また、ソフトウェアの改修については、著作権を有している上記選定業者以外では対応できないことから、特定随意契約としたい。 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	施設管理担当課 情報システム担当係	R5.4.1～R6.3.31

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
13	市立札幌病院薬剤部医療給水装置(MWU-2)点検整備業務	令和5年3月1日	オルガノ株式会社 北海道支店	1,632,400	本業務当該機器の構成、運転制御等はメーカーであるオルガノ(株)独自の技術に基づき設計されており、当該機器の運転管理については社外への技術供与等を行っていない。このことから、本業務の執行が可能であるのはオルガノ(株)のみであるため。	施設管理担当課 機械担当係	R5.4.1~R6.3.31
14	市立札幌病院無菌室ユニット保守業務	令和5年3月3日	株式会社ムトウ	7,568,880	本業務対象機器の構成、運転制御等はメーカーであるアイソテック(株)及びコスモトレードアンドサービス(株)独自の技術に基づき設計されている。(株)ムトウはこの機器について保守点検を行える代理店であり、しゅん功以降当該設備の定期的な保守業務を行っており、定期的な保守点検の他、緊急時の安全・迅速な対応が必要であり、設当該設備の構成、制御等を熟知していることから、標記業者に特定することとしたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 機械担当係	R5.4.1~R6.3.31
15	市立札幌病院医療ガス設備等保守点検業務	令和5年3月6日	エア・ウォーター北海道株式会社 道央産業・医療支社	10,472,000	本業務については定期的な保守点検の他、緊急時の安全・迅速な対応が必要であるため、当院設備のシステムを十分熟知している必要がある。また、医療法に基づき医療用ガス供給設備の保守点検業務を外部に委託する際は、医療関連サービスマーク制度の認定基準に適合している体制を有していなければならない。これらの条件を満たす者は当該設備の設計・施工業者である上記業者のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 機械担当係	R5.4.1~R6.3.31

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
16	市立札幌病院一般廃棄物収集運搬処理業務(単価契約)	令和5年3月15日	一般財団法人 札幌市環境事業公社	6,691,300	平成6年度より、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的に収集運搬体制が一元化されており、札幌市における事業系一般廃棄物に係る収集・運搬許可は上記業者のみに与えられているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	施設管理担当課 機械担当係	R5.4.1~R6.3.31
17	市立札幌病院医療給水装置(MWU-1,4,5,6)保守点検業務	令和5年3月21日	アクアス・エンジニアリング株式会社	16,280,000	本業務対象機器の構成、運転制御等はメーカーである三菱レーヨンエンジニアリング(株)独自の技術に基づき設計されている。本業者はこの機器について保守点検を行える代理店であり、しゅん功以降当該設備の定期的な保守業務を行っており、定期的な保守点検の他、緊急時の安全・迅速な対応が必要であり、設当該設備の構成、制御等を熟知しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	施設管理担当課 機械担当係	R5.4.1~R6.3.31
18	市立札幌病院ハイブリッド井水処理システム保守管理業務(単価契約)	令和5年3月27日	オルガノ株式会社 北海道支店	10,477,500	本業務当該機器の構成、運転制御等はメーカーであるオルガノ(株)独自の技術に基づき設計されており、当該機器の運転管理については社外への技術供与等を行っていない。このことから、本業務の執行が可能であるのはオルガノ(株)のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号)	施設管理担当課 機械担当係	R5.4.1~R6.3.31

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
19	FFRct解析業務(単価契約)	令和5年2月24日	ハートフロー・ジャパン 合同会社	1,940,400	診療報酬点数表E200-2血流予備量比コンピュータ断層撮影の算定が可能であることを条件としており、この条件で業務を実施できる業者がハートフロー・ジャパン合同会社のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課 事務係	R5.4.1~R6.3.31
20	発熱者一次診察受付業務 及び電話診察等	令和5年3月31日	(株)ニチイ学館	3,659,040	「令和4・5・6年度診療報酬請求・点検・受付・諸法相談・診断書等文書発行業務」(以下、「本体業務」という。)の内容を基礎とする附帯的な業務であり、業務間で齟齬のないよう両業務を一体的に実施する必要があるため、本体業務の受託者を除いて本業務を実施できる者はいないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課 医事係	R5.4.1~R6.3.31
21	病院経営情報分析補助業務	令和5年3月31日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	1,306,800	現在、当院で導入している病院経営情報分析システム「MEDI-ARROWS」は、ニッセイ情報テクノロジー株式会社の特定販売品であり、当該システムを用いて実施する分析業務の補助は当該業者しかできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課 医事係	R5.4.1~R6.3.31

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
22	市立札幌病院財務会計システム保守業務	令和5年3月27日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	3,861,000	すでに導入されている財務会計システムのソフトウェアに改修を行うものであり、保守対象のソフトウェア開発、カスタマイズ等を行っている上記の者以外では実施できない。 システムの機器構成、データベースの構造・設定内容及びプログラムのロジック・記述内容等を全て把握していなければ、適切な対応が極めて困難である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課 経理係	R5.4.1～R6.3.31
23	手術支援ロボット装置(da Vinci Si)保守点検業務	令和5年2月15日	インテュイティブサージカル合同会社	11,704,000	本業務の対象機器の製造販売メーカーであり、適切かつ迅速な保守を実施し得る唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課 用度係	R5.4.1～R6.3.31
24	酸素ボンベ等容器耐圧検査業務(単価契約)	令和5年3月23日	エア・ウォーター北海道株式会社道央産業・医療支社	161,700	国内における酸素ボンベ等をはじめとしたボンベの製造・販売・点検修理を扱う大手メーカーであり、当院で使用しているボンベ類も当該業者製のものも多く他社では対応出来ない機構のボンベも存在することを確認している。そのため、適切かつ迅速な保守を実施し得る業者は当該業者のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	経営企画課 用度係	R5.4.1～R6.3.31

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
25	経カテーテル的大動脈弁置換に係る情報提供等立会い業務(単価契約)	令和5年3月23日	株式会社竹山中央支店	62,700	積算額10万未満 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第85条第1項(ア)	経営企画課 用度係	R5.4.1~R6.3.31
26	ステントグラフト内挿術に係る情報提供等立会い業務(単価契約)	令和5年3月27日	株式会社SMC	19,800	積算額10万未満 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第85条第1項(ア)	経営企画課 用度係	R5.4.1~R6.3.31